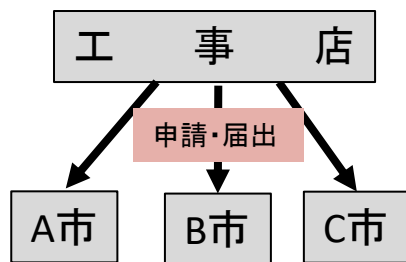


2023年4月1日より排水設備指定工事店の登録等事務の手続き方法が変わります

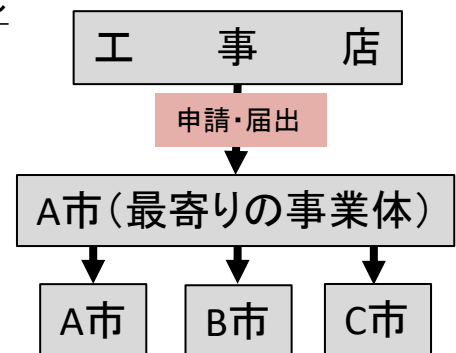
東三河管内で工事店の登録手続きをする際、登録を希望する**最寄りの事業体1箇所に申請・届出書類一式を一部提出すれば、他の事業体に同様の書類を提出する必要がなくなります。**（ただし登録を希望しない事業体には提出できません）

※指定証の受理、登録手数料の支払いは従来通り各事業体で行います

現行



R5.4~



●参画事業体

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町

●対象となる手続き

【排水】

- 1) 新規指定の申請
- 2) 責任技術者の異動の届出
- 3) 指定事項の変更の届出
- 4) 指定工事店廃止・休止・再開の届出
- 5) 指定工事店証の再交付申請

●提出方法

提出先の事業体の要件・手法による（ex. 豊川市の場合：直接提出となります）

●提出書類 共同化参画事業体間での共通様式とする

- ・ 提出書類の様式（宛先が連名になります）
【排水】 変更あり
- ・ 必要となる添付書類
【排水】 変更あり

※詳しくは「排水設備指定工事店の申請書類案内」「様式」参照